

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

2024年7月11日

各位

株式会社 北日本銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

北日本銀行（頭取：石塚 恭路）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、以下の取組を実施いたします。

当行は、今後もお客さまのお役に立てるよう、より良いサービス提供に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金（専用約束手形口を含む）の新規口座開設停止

新規口座開設停止日：2024年9月2日（月）

停止日以降は、決済用普通預金等をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、すでに口座をお持ちのお客さまにつきましては、引続きご利用いただけます。

2. 払戻請求書による当座預金出金の取扱開始

実施日：2024年9月2日（月）

当座勘定からの払戻に際し、払戻請求書による取扱を開始します。ただし、小切手と同様にお取引は口座開設店に限ります。

なお、小切手による払戻につきましても引続きご利用いただけます。

※上記を踏まえ、当座勘定規定を一部改定させていただきます。

改定の内容につきましては、最終ページの新旧対照表をご覧ください。

3. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止

取立受付停止日：2024年9月2日（月）

該当の手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）をお持ちのお客さまは、2024年8月30日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

なお、2024年9月以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、お取引店にご相談いただきますようお願いいたします。

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

4. 本対応の背景について

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しております。

こうした背景を踏まえ、「手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みとして、本対応を実施するものです。

5. その他

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、「法人インターネットバンキング『Biznet』」や「北日本銀行でんさいサービス」などの商品・サービスをご用意しております。

手形・小切手を電子化することにより、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部（担当：矢羽々）

TEL：070-8848-5188

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定前	改定後
<p>7. （手形、小切手の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>7. （手形、小切手の支払等）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または<u>当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、払戻に際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>
<p>17. （印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>17. （印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>